

第3章 基本方針

1 基本理念

清須市第2次総合計画では、「安心・快適・魅力・連携」の4つの基本理念を掲げており、「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」という将来像の実現に向け、「安全で安心に暮らせるまちをつくる」「子育てのしやすいまちをつくる」「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」「便利で快適に暮らせるまちをつくる」「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」「つながりを大切にすまちをつくる」の7つの政策に基づきまちづくりを進めています。その中の政策6「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」では、市民がいつでも生涯学習活動に取り組むことができるよう、市が主体となって環境の整備を進める方針が示されています。

都市を構成する最小の単位は市民であり、「安心・快適で元気な都市」を目指すためには市民一人ひとりが生きがいをもっていきいきと暮らすことができる環境の整備が必要不可欠です。生涯学習活動は、市民を「元気」にし、「安心・快適」な生活をもたらします。個々の興味、関心、能力、目的に応じた多様な活動は、個性や多様性を育み、自分らしい人生を送る上で礎となります。「安心・快適で元気な都市」を将来像に掲げる清須市においては、生涯学習活動の推進は非常に重要であり、生涯学習に係る取り組みを総合的・計画的に進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」と定めます。この基本理念には、市民誰もが生涯学習活動に取り組むことができる都市を目指し、生涯学習活動を推進していく姿勢を表すと同時に、清須市の「水」「歴史」といった個性のもと、市民一人ひとりの個性も生涯学習により育まれ、成長していくことができるように、という思いが込められています。

**誰もが生涯にわたって学び続けられ、
個性を育むまち、きよす**

2 基本目標

基本理念に掲げた「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」を実現するため、基本目標を以下のように定めます。

1 市民の自主的な学びを活性化するために

生涯学習活動は市民が自主的に行うものである一方、市民が生涯学習に対して関心を持ち、生涯学習活動への参画を推進するためには、市が主体となって生涯学習に係る施策を推進していくことが必要です。

生涯学習や文化芸術、文化の継承、スポーツ活動、国際交流の各分野に関して、啓発や情報発信を行い、市民に対して広く周知を行います。また、学ぶ場を提供し、市民がそれぞれの活動に参加しやすい環境づくりに努めます。さらに、各分野に関わる団体に対して支援を行い、各団体が継続的に活動を行うことができるようにします。

清須市は、国指定貝殻山貝塚や市指定西枇杷島問屋記念館などの多数の文化財や史跡があり、歴史と深い関わりのあるまちです。また、市内には清須市立図書館やはるひ美術館など、多くの社会教育施設が立地しており、生涯学習活動の拠点となっています。このような清須市の資源や現存の施設を生かした生涯学習活動を推進することで、市民の清須市に対する愛着心を育みます。

2 誰もが活躍できる社会を実現するために

生涯学習活動は市民全員が参画できるものであり、性別や年齢に関わらず誰でも生涯学習活動に参加できるよう、環境の整備を進める必要があります。

男女共同参画に関して、社会の様々な場面において、男女がともに活躍できるよう、男女共同参画に関する啓発や情報発信を行います。また、男女共同参画や女性の社会参加を推進する団体に対して支援を行います。

青少年健全育成に関して、青少年が今後社会で活躍できるよう、家庭教育の啓発や情報発信、青少年健全育成に係る行事の開催を行います。また、学校、家庭、地域の連携強化や青少年健全育成活動を行う団体への支援を行います。

3 生涯学習を推進するために

生涯学習を推進していくために、生涯学習関連施設の適切な管理、運営や生涯学習を推進する体制の整備を行います。清須市に現存する資源を整備し、生涯学習活動に活用するといったハード面、庁内の関連課や関連団体との連携を進め、市民の生涯学習活動への支援を行うといったソフト面の両面の視点を持ち、生涯学習を推進するための取り組みを行います。

3 施策体系

基本理念

誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす

基本目標	施策	No.	取り組み
1 市民の自主的な学びを活性化するために	1. 生涯学習活動を活性化するために	(1)	生涯学習に関する啓発と情報発信
		(2)	生涯学習を学ぶ場の提供
		(3)	利用しやすい図書館づくり
		(4)	生涯学習に関わる団体への支援・育成
	2. 文化芸術活動を活性化するために	(1)	文化芸術活動の啓発と情報発信
		(2)	文化芸術に触れる場の提供
		(3)	文化芸術活動に関わる団体への支援
		(4)	魅力ある美術館づくり
	3. 文化を継承するために	(1)	地域の歴史・文化財保護の啓発と情報発信
		(2)	文化財の保護
		(3)	歴史資料の公開・展示
		(4)	朝日遺跡、清洲貝殻山貝塚資料館の啓発と情報発信
		(5)	市内を流れる河川の周知
		(6)	指定文化財の修理等への支援
	4. スポーツ活動を活性化するために	(1)	スポーツ・レクリエーション活動の啓発と情報発信
		(2)	スポーツイベントの開催
		(3)	スポーツ活動に関わる団体への支援
	5. 国際交流活動を活性化するために	(1)	国際理解の啓発と情報発信
		(2)	国際交流の場の提供
		(3)	国際交流活動を行う団体への支援
2 誰もが活躍できる社会を実現するために	1. 男女共同参画社会を実現するために	(1)	男女共同参画社会の啓発と情報発信
		(2)	女性リーダーの育成
		(3)	女性の社会参加等を推進する団体への支援
	2. 青少年も活躍できる社会を実現するために	(1)	家庭教育の啓発と情報発信
		(2)	学校・家庭・地域の連携強化
		(3)	青少年健全育成に係る行事の開催
		(4)	青少年健全育成活動を行う団体への支援
		(5)	青少年健全育成活動を行う団体への支援
3 生涯学習を推進するために	(1)	生涯学習関連施設の適切な管理・運営	
	(2)	生涯学習を推進する体制の整備	